

【 6 】

氏 名	池 内 義 資
	いけ うち よし すけ
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	論 文 博 第 68 号
学位授与の日付	昭 和 46 年 5 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	式目伝写本の系譜に関する研究

論文調査委員 (主 査) 教授 赤松俊秀 教授 岸 俊 男 教授 野間光辰

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は、序論・本論・結論の3部から成り、本論はさらに2部に別かれている。

序論は、御成敗式目の文献学的研究の既往の成果を紹介するとともに、その限界を指摘し、式目制定当初に作製された式目原本の形態・伝襲などの重要事実を明確にするためには、従来の研究のように式目の本文のみを対象とするのでは不十分であるとし、諸本の端書・行間紙背などの書き込み、式目注釈書の記事をもあわせて採録考証すべきことを主張する。

本論第一部は、序論で明らかにした研究法に基づき、12節に小別して、式目伝写の系譜を究明する。そのなかで注目すべきは、貞永元年8月10日に完成した式目の原本が「問注所証本」「問注本」「硯蓋不出書」「硯蓋書」と呼ばれたこと、その巻首に法不溯及の原則を示した「小書」が掲出されていたこと、問注所証本が問注所執事の町野家に保管されたこと、その写本が町野家から鶴岡八幡宮別当職に進献されたことを、端書その他によって実証した第三節、問注所証本の系譜を伝えることが最も顕著な鶴岡八幡宮別当職本、安保本、関東阿保殿流本、鶴岡本、菅本について論ずる第六節、運長本による問注所証本への復原を試みる第七節である。第十節の諸本の本文異同検討は、検討項目70、写本42にのぼり精細をきわめる。本論第二部は、式目諸本の本文異同の数値を表示し、それを基にして諸本の関係を推定する。

結論は本論を要約したものである。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

鎌倉幕府の基本法典ともいえるべき御成敗式目は、制定当初の原本が現存しないだけでなく、それを書写したことを奥書に明記する古写本も現存しない。書風その他から鎌倉時代の書写と認められる古写本が三本存するだけである。南北朝時代以後の写本はかなり多く現存する。従来の御成敗式目の文献学的研究は、鎌倉時代書写の三本をもって式目原本の面影を保存するものと認め、それらを底本として、南北朝時代以後の写本を校合し、転写を重ねる間に法令の本文に異同を生じたこと、室町時代中期に朝廷の明経道

を担当した清原家が式目の注釈に参与するようになって式目本文の一部を改めたことを明らかにした。現存の写本を研究のよりどころとするかぎり上記の結論以上に出ることは不可能である。御成敗式目の法史学的研究が進展を続けているのに対して、文献学的研究がいち早く着手されながら久しく停滞しているのは、そのためであった。

著者は、この30年余、御成敗式目の文献学的研究に従事し、写本も42本の多数について実地に調査探訪したが、法令の本文のみではなく、端書・書き込みなども採訪し、さらに式目注釈書も18種の多数を調査した。式目制定の時に作成された式目原本は問注所証本と呼ばれ問注所初代執事三善康信の嫡流町野家がこれを保管したこと、町野家は式目原本の写本を鶴岡八幡宮別当職に贈り、この本が「不出秘本」と呼ばれたこと、北条泰時の妻の生家安保家ものちには鶴岡八幡宮別当職本を写し式目研究を家学としたこと、式目原本は冒頭に、新しく制定された式目の規定が過去の裁判にさかのぼって適用されないことを明記した、いわゆる「小書」を掲げていたこと、以上の事実を明らかにしたのはこれら端書・書き込み・注釈を丹念に収集整理考証した結果、始めて明確になったもので、著者の業績である。それによって式目の復原はほぼ完成したといっても過言ではない。著者はまた現存の式目諸本の本文の異同について、採訪の本のすべてにわたりこれを表出し、正否などを注釈したが、これまた今後の式目研究に貢献するところ多い。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。